

第1章 第二次計画策定にあたって

1 策定の目的

読書は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。ところが、テレビ、インターネット等の様々な情報メディアが発達・普及し、子どもの生活環境がめまぐるしく変化する中で、子どもの「文字・活字離れ」はますます進んでいます。こうした社会状況の中で、すべての子どもが発達段階に応じて適切な本と出会えるように、またあらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、子どもたちの読書の環境を整備することは、極めて重要なことです。

読書の計り知れない価値を認識し、子どもの読書活動を支援するために、国においては、平成12年を「子ども読書年」とする決議が出され、平成13年12月には「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすることなどを定めることにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図ろうとするものです。

和歌山県においては、平成16年3月に「和歌山県子ども読書活動推進計画」が策定され、平成21年3月には第二次計画が策定されました。

田辺市においても、子どもの主体的な読書活動の推進を目指し、平成17年3月に「田辺市子ども読書活動推進計画」(計画期間平成17年度～21年度)を策定しました。この間、平成17年5月に、田辺市、龍神村、中辺路町、大塔村、本宮町が市町村合併し、総面積1,026.74km²、人口85,667人(合併時)の新しい田辺市が誕生しました。田辺市の将来を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長できるよう、今後も家庭・地域・学校が連携、協力を図りながら、子どもが読書に親しむための諸条件の整備を進めていかなければなりません。

第一次計画期間における田辺市の子ども読書活動推進の取組みと今後の課題を検証し、子どもたちの「生きる力」を育む豊かな読書環境づくりを一層推進してゆくために、本計画(第二次)を策定するものです。

2 第一次計画期間における取り組みと課題

取り組み

(1) 乳幼児

家庭

子どもたちが、乳幼児のころから本と出会える環境を作っていくためには、地域が家庭での子育てをしっかりと支援していく必要があります。

英国で始まったブックスタートは、図書館・保健センター・地域のボランティアが連携、協力して、乳児健診時に“赤ちゃんとお絵本を介して向き合い、あたたかくて楽しい言葉のひとつを持ってください。”というメッセージを保護者の方に伝えながら、絵本を手渡す運動です。平成12年「子ども読書年推進会議」により、日本にも紹介されました。

旧田辺市では、平成15年9月より、図書館・健康増進課・地域ボランティアが連携して、ブックスタートを開始しました。龍神・中辺路・大塔・本宮地区では、市町村合併後平成18年度より、地元ボランティアの積極的な協力を得て開始しました。7ヶ月児（旧田辺市は11ヶ月児）健診で、親子一組ずつに絵本の読み聞かせを行い、「絵本を介した親子のふれあいの時間をみんなで応援しています。」というメッセージを伝えながら、赤ちゃん絵本のリストと図書館の利用案内を手渡しています。

ブックスタートを機に、これまで絵本に関心を持っていなかった保護者の方が、親子で図書館を利用するようになるなど、赤ちゃんのころから身近に本がある環境づくりが少しずつ広がりを見せています。



幼稚園・保育所（園）

幼稚園・保育所（園）では、日常の保育の中に読み聞かせの時間を積極的に取り入れています。また、最寄りの図書館（分室）や移動図書館に出かけて、子どもたちに自分で本を選ばせる取り組みも行ってきました。

各園に図書コーナーを設け、家庭への絵本の貸出しも行っていますが、園所蔵の図書数には限りがあることから、市立図書館の配本や移動図書館を利用するなどして、園に置く図書数を充実させていく必要があります。

園の「絵本だより」の発行や、絵本講習会の実施などを通じて、保護者の方の絵本への関心、家庭での読み聞かせの習慣が浸透してきているようです。

(2) 小・中学校

小学校では、「朝の読書」の取組みを継続的に実施しています。またその時間を利用して、担任が読み聞かせやブックトーク（テーマを決めての本の紹介）を行ったり、ボランティアによる読み聞かせ、市立図書館司書によるブックトークを取り入れている学校もあります。

中学校においても、「朝の読書」の取組みを実施しています。国語科において、読書の時間を設定するとともに、長期休暇の前には読書計画を作成させるなどの、読書指導を行っています。市立図書館司書によるブックトークや絵本講座を取り入れている学校もあります。

「朝の読書」の時間を取ることで、子どもたちが落ち着いて授業に入れるようになり、「読み聞かせ」で本に興味を持つようになったという報告があります。

平成20年には、県の方針として「ことばの力」の育成が強く打ち出されたことを受け、小・中学校の現場では、これまで以上に読書活動の重要性を意識して、取組みを進めています。

市内小学校31校（平成21年4月現在29校）の学校図書館蔵書数は221,414冊、中学校16校の蔵書数は、122,288冊で、文部科学省が定める「学校図書館図書標準」充足率は小学校119%、中学校100%となっています。（「平成20年度田辺市立学校図書館の状況」より。但し、集計は一年遅れのため、平成19年度末現在。県立田辺中学校は含みません。）



(3) 青少年(義務教育終了後)

市内県立高等学校5校(うち分校1校)では、分校以外の4校に、専任の学校司書が配置されており、新入生対象の図書館オリエンテーション、毎月の図書館だよりの発行などを通じて図書館PRを行っています。また、時事ニュースや学習内容、学校行事などに即したテーマ展示コーナーを設けたり、学校司書によるブックトークを実施するなど、生徒の読書意欲の向上を図っています。

市内県立高等学校5校(分校1校)の学校図書館蔵書数は、平成20年度末で132,674冊となっています。(中高一貫教育のため、田辺中学校分を含みます。)図書選定委員会を設け、図書選定と廃棄の検討を行うほか、各校の学校司書で司書部会を構成し、研修と情報交換を行っています。

(4) 地域

図書館

図書館では、ブックスタートを機に図書館を利用するようになった赤ちゃん連れの方などに利用していただきやすいよう、「赤ちゃんの絵本コーナー」を設けています。

平成18年4月には、龍神、中辺路、大塔、本宮の旧公民館図書室を田辺市立図書館分室として位置づけ、各地域のボランティアに協力していただきながら、分室での「おはなし会」(幼児～小学校低学年対象)を実施しています。また本館では、親子で参加できる絵本の読み聞かせとわらべうたの時間「ひよこタイム」(0～2才児対象)を平成19年度より開始しました。さらに、従来の絵本の読み聞かせやおはなしの時間(幼児～小学校低学年対象)に加え、平成21年度より、2～3才の幼児対象の読み聞かせの時間「こぐまタイム」を新設し、子どもの発達や興味に応じた本との出会いの機会を増やしてきました。

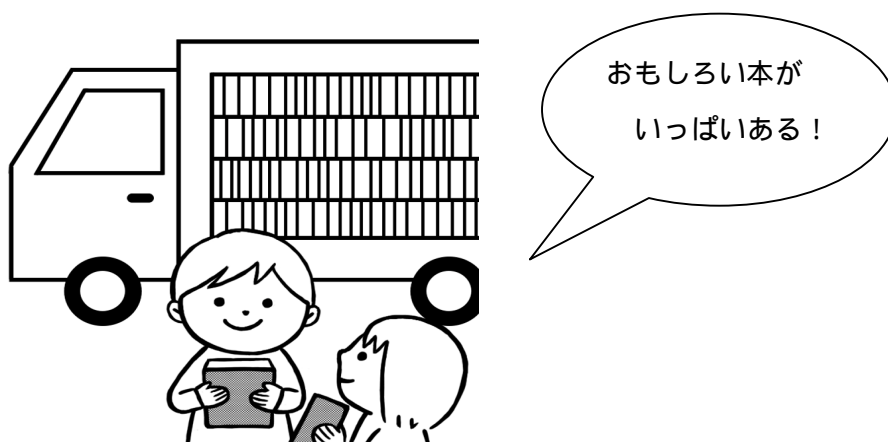


こうした取り組みには、読み聞かせボランティアの協力が不可欠であることから、図書館では、ボランティアの人材確保と養成・研修の機会、活動場所の提供等の活動支援を行っています。読み聞かせボランティア活動は、生涯学習推進、子ども読書活動推進の気運の中、全国的な盛り上がりを見せていますが、田辺市内では、現在6サークル、82名の読み聞かせボランティアが、地域や幼稚園、小・中学校等で活動しています（「子どもと本の紀南ネット」加入団体、平成21年7月現在）。

また、図書館では、小学校、中学校などへ、司書が出向いて、読み聞かせ、ブックトーク（テーマを設定しての本の紹介） 絵本講座などを行います。

図書館への来館が不便な地域へは、移動図書館車2台（べんけい号・やまびこ号）による巡回を行っていますが、子どもの移動図書館利用促進のために、小学校への巡回を増やす取組みを進めてきました。平成21年5月現在、36ステーション中、小学校が19校、保育園が2園となっています。

平成20年度末の市立図書館（本館・4分室）総蔵書数は196,413冊で、そのうち児童書は75,533冊、全体の39%を占めています。また年間貸出し冊数220,607冊のうち、児童書は125,637冊で、全体の57%となっています。本館、移動図書館利用者のうち、18才以下の割合は全体の48%で、子どもの市立図書館利用は、増加傾向にあります。



公民館・児童館

公民館や児童館においても、図書コーナーが設けられ、地域の皆さんに図書の貸出しを行っています。また幼児から小学生が参加できる読み聞かせの会を定期的に行っている館もあります。さらに児童館では、開館日の午前中、保護者の方と乳幼児が気軽に参加し、

子育ての情報交換や交流ができるフリースペースを館内に設け、その時間を利用して、市民ボランティアによる読み聞かせやわらべうたあそびなどを実施しています。

また、児童館と保育所（園）との連携により、児童館での読み聞かせの時間に、園児が来館する取組みも行っています。

課 題

（１）乳幼児期からの読書環境づくり

乳幼児期から本に親しめるよう、読書環境を整えていくために、ブックスタート以降のフォローアップ事業を充実させていかなければなりません。そのためには、図書館や公民館、児童館が連携して、乳幼児のための読み聞かせの時間等を増やしていくなど、読書に親しむ環境づくりを行っていく必要があります。それと並行して、保護者の方に、子どもといっしょに本を読む楽しさを知っていただくための働きかけをしていくことが大切です。

（２）小・中学生のための読書環境づくり

学齢期の子どもにとって、一番身近な学校図書館が、資料費と人手不足のために充分機能できていない現状があります。平成19年度末での学校図書館図書標準充足率は、小学校、中学校ともに100%を満たしていますが、古い図書や修理が必要な図書の整理、不明図書の点検などが充分に行えていません。市立図書館資料を活用して図書の充実を図るほか、各校の司書教諭や図書担当職員の研究会を組織し、学校図書館のより効果的な運営について検討していく必要があります。

また、子どもたちを自主的読書に導くためには、子どもと本との出会いの機会を多く作っていかなければなりません。そのために、学校、図書館、公民館、児童館などで、読み聞かせやブックトークの時間を積極的に持つことが大切ですが、図書館や公民館、児童館での「おはなし会」へ参加する子どもは低年齢化しており、何かと時間的制約の多い小学生の参加が少なくなっているのが現状です。学校での読書の時間の継続と並行して、図書館、公民館、児童館での、読書につながる魅力的な企画を検討していく必要があります。

（３）青少年のための読書環境づくり

年齢があがるにつれて、子どもの読書時間は減る傾向にあります。授業、クラブ活動、進学準備等に追われる多忙な年代ではありますが、人間関係や将来についていろいろと考

えを巡らす大切な時期に、本との良い出会いを持ってくれるよう、学校図書館と公共図書館の利用を促す必要があります。

学校図書館、公共図書館が連絡を取り合い、ヤングアダルトと呼ばれるこの年代の子どもが、興味・関心を持つ図書資料の充実と図書館利用のPRを図っていく必要があります。

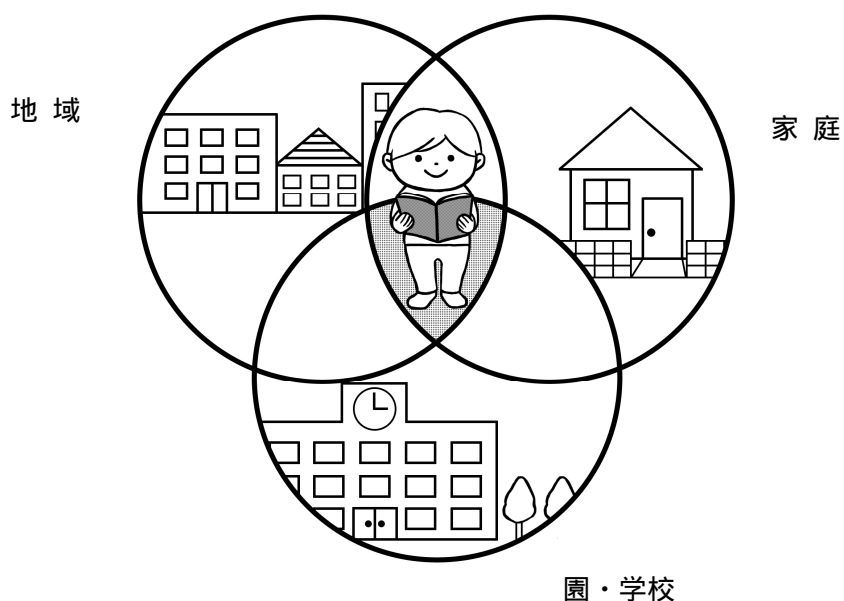
(4) 図書館の利用促進

図書館サービスについては、まだまだ市内全域に周知できていないのが現状です。今後、あらゆる機会をとらえて、図書館や図書館サービスについてPRし、情報提供することで、図書館利用の促進を図る必要があります。

また、本館・分室の施設整備はもとより、地域の皆さんが利用しやすい開館日・開館時間の設定、さらに移動図書館、配本箇所を増設など、図書館を利用していただきやすい条件を整えていく必要があります。

(5) 連携による推進

図書館をはじめ、子どもの読書活動の推進に取り組む市民団体が、様々な実践を行っています。また、保育、教育現場や子どもに係わる部局において、それぞれに子どもの読書環境に係わる取り組みを行っています。それらの取り組みについての情報提供はもとより、意見交換や研修の場を持つこと、人的協力を積極的に行うなど、図書館、公民館、児童館、学校、幼稚園、保育所、関連部局、市民団体等の連携・協力体制を強化していくことが、今後の重要な課題です。



3 計画の期間

平成 22 年度からおおむね 5 年間とします。

4 基本方針

国の基本計画及び和歌山県の推進計画をもとに、田辺市の第一次計画期間における成果と課題を踏まえ、次の 3 項目を引き続き基本方針とします。

家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組みの推進に努めます。

子どもの読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組みが必要です。それぞれが担うべき役割を果たして、子どもが読書に親しむ機会の充実を図ることが大切です。

そのために、家庭・地域・学校は、連携、協力を図りながら取組みを進めていきます。

子どもが読書に親しむ諸条件の整備・充実に努めます。

子どもの読書を習慣づけるためには、乳児期からの読書環境づくりを心がけることが必要です。家庭・地域・学校では、子どもが生涯にわたる読書習慣を身につけることができるように、身近に本のある環境を整えることが大切です。

そのために、子どもが読書に親しめる機会の提供と、施設・設備等の整備に努めていきます。

子どもの読書活動に関する PR・啓発に努めます。

子どもの読書活動を推進するためには、読書活動の意義や重要性について、市民の間に広く理解と関心を深める必要があります。

そのために、子どもの読書活動の推進について、PR・啓発に努めます。

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

(1) 乳幼児に向けて

家庭

家庭において、乳児のころから本に親しむ環境が整えられることは、子どもの心の成長にとって、とても大切なことです。

赤ちゃんをひざに抱き、ゆったりとした気持ちで言葉かけをしたり、絵本を介して楽しい言葉のやりとりをすることで、子どもの情緒は安定し豊かな感性が育まれていきます。親子で図書館などを利用し、一緒に本を選び楽しむという習慣が、毎日の子育ての中に定着していけば、子どもは成長して、自分で本を選び、読書を楽しめるようになっていくでしょう。

早く言葉を覚えさせよう、早く文字を覚えさせようといった目的で本を与えるのではなく、子どもと一緒に本を楽しむ、本を通じて親子の楽しい時間を作っていくという思いで、生活の中に本を取り入れる工夫をすることが大切です。

地域や園・学校では、家庭での読書の大切さについて、保護者の方の理解を得られるようにメッセージを伝え、家庭での読書環境づくりを支援する取り組みを進めていきます。

具体的な取り組み

ブックスタートを通じて、絵本を介したあたたかい親子の時間を持つことの大切さを保護者の方に伝えていきます。

乳幼児と保護者の方が楽しく集えるわらべうたや読み聞かせなどの時間を図書館や公民館、児童館で計画的に実施します。

保護者が集まる機会を利用して、家庭での読書の大切さを伝えていきます。

図書館では、対象年齢別、テーマ別図書リストを作成し、子どもたちや保護者の方からの読書相談に応じます。



幼稚園・保育所（園）

子どもたちが家庭を離れ、集団で生活する場である幼稚園、保育所（園）において、読書環境が整備されていることは、大切なことです。

子どもたちが落ち着いて絵本を楽しむことができるよう、絵本コーナーを充実させ、日常保育の中で絵本を利用し、絵本の楽しさを伝えられるような取組みを進めていきます。また、子どもと絵本を読む楽しさ、心地よさを、保護者の方に対して積極的に伝えていきます。

具体的な取組み

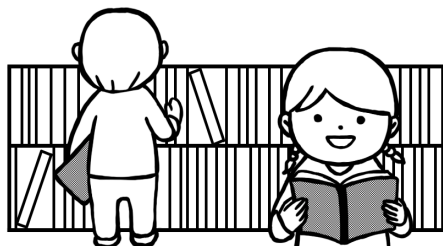
園児が絵本を楽しめるように、絵本コーナーづくりを工夫します。

図書館からの配本や団体貸出しを利用して、絵本コーナーの図書充実を図ります。

ボランティアなどの協力を得ながら、日常保育の中に読み聞かせの時間を積極的に取入れます。

家庭への絵本の貸出しや、園公開日に未就園児と保護者の方対象に絵本の紹介をするなどして、絵本の普及に努めます。

園だよりや保護者会を通じて、保護者の方に読み聞かせの楽しさ、大切さを知ってもらいます。



（２） 小・中学生に向けて

子どもたちの学習の場であり、一日の大半を過ごす学校においては、学校図書館の充実に取り組む必要があります。子どもたちの読書意欲、学習意欲に応えられるような図書資料の整備を進めること、児童、生徒が利用しやすい条件が整っていることが必要です。また、児童、生徒が進んで本に親しめるよう、様々な取組みを進めることも必要です。

さらに、読書活動の大切さと、家庭での読書環境整備についても、保護者の方に理解を求めていきます。

具体的な取り組み

調べ学習用図書と読み物のバランスがとれるよう、計画的な図書購入を行います。

図書整理、修理、廃棄作業を計画的に行います。

市立図書館の移動図書館、配本、団体貸出し等を活用します。

朝の読書や読み聞かせ活動を継続的に進めていきます。

市立図書館司書によるブックトークや図書館利用ガイダンスを授業に取り入れます。

学校だよりや参観日などの機会を利用して、読書活動の大切さと家庭での読書環境整備について、保護者の方に理解を求めます。

参観日などの機会を利用して、保護者の方にも子どもと一緒に学校図書館を利用してもらいます。

司書教諭や学校図書館運営担当者の研究会を組織し、効果的な図書館運営について検討します。



(3) 青少年(義務教育終了後)に向けて

興味の対象が多岐にわたり、行動範囲もますます広がっていく年代です。情報の収集方法もさまざまで、個々に生き方を探りながら自立していくこの時期、学校や図書館では、この年代にふさわしい資料を提供し、図書館利用や情報収集についてアドバイスすることが必要です。

具体的な取り組み

学校図書館と市立図書館が連携を進め、子どもたちの読書傾向についての情報交換などを行います。

市立図書館ホームページ、図書検索システムの充実を図ります。

一日図書館員や図書館ボランティアを募集し、市立図書館の仕事を体験してもらうことで、図書館への理解を深め、図書館を活用する術を身につけてもらいます。

市立図書館では、ヤングアダルト（青少年）コーナーを設け、この年代にふさわしい資料収集と提供を行います。

（４） 地域に向けて

図書館

図書館が、地域の読書活動の拠点であることはいまでもありません。子ども時代に本の楽しさを知り、図書館を活用する術を身につけることは、生涯を通じて本に親しむ基礎を作ることでもあります。

図書館本館と４分室においては、子どもたちが本を身近に感じられるよう、利用しやすい施設であること、よく選ばれた本がそろっていること、落ち着いて本を楽しめる雰囲気であること、子どもの本に精通した司書がいること、子どもと本をつなぐ機会となる読み聞かせやおはなし会が定期的に行われること、本についての情報やさらには子育て支援の情報なども得られることが必要です。

また、来館に不便な地域へは、移動図書館巡回や配本サービスを充実させる必要があります。

具体的な取り組み

図書館に来るのが楽しくなるような雰囲気づくりのために、掲示物や図書展示を工夫します。

子どもの年齢に応じた読み聞かせやおはなし会を定期的を開催します。

子どもの創作意欲、科学的探究心を引き出せるような講座を企画します。

小学校、中学校等へ出向いて、ブックトークや読み聞かせ指導、絵本講座、図書館利用ガイダンス等を行います。

読み聞かせボランティアの確保、養成、活動場所の提供、研修会の実施など、ボランティアの活動支援を行います。

図書資料や読書に関する様々な情報提供や相談に応じます。

幼稚園・保育所（園）・児童館等への、効率的な絵本貸出しを行います。

学校等への移動図書館巡回や配本サービスを充実させます。

小学生の図書館見学、中学生の職場体験学習、高校生の職場訪問、教職員の研修等を受け入れます。

子どもたちの要望や実情を把握するために、アンケート調査などを行います。

図書館サービス向上のために、近隣公共図書館の交流・情報交換の機会を設けます。

公民館・児童館

子どもたちにとって、地域の公民館や児童館は、日常生活の中で身近な居場所です。子どもたちの身近に本があるためには、公民館や児童館の図書室、図書コーナーを充実させることが大切です。

図書コーナーに子どもたちの興味をひく図書が置かれていること、子どもたちが本を楽しめる雰囲気であること、本と子どもをつなぐ機会が設けられていること、などが大切です。

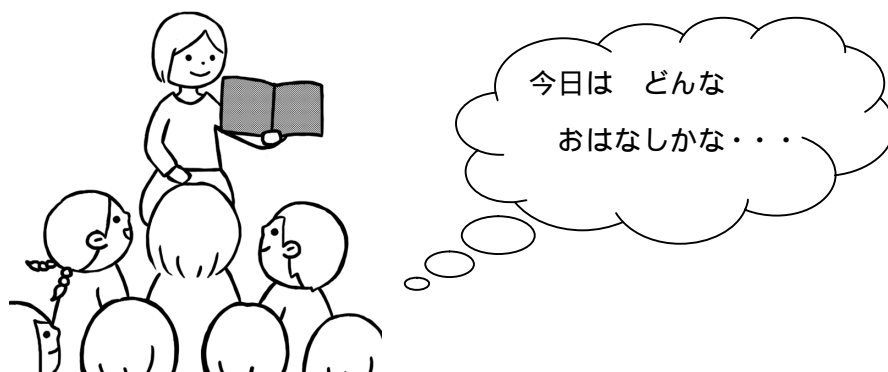
具体的な取り組み

子どもたちが楽しんで本に親しめる雰囲気となるよう、図書コーナーの掲示物や図書展示などを工夫します。

ボランティア等による読み聞かせやおはなし会の拡充を図ります。

子どもが本に親しむ動機づけとなるような催しものを図書館と連携して企画します。

図書館からの配本や団体貸出しを利用し、図書の充実を図ります。



(5) 障害をもつ子どもに向けて

障害をもつ子どもにとって、読書体験は情緒の安定と言葉の獲得、さらに自立へ向けての生きる力につながる大切な体験となります。

個々の子どもの障害の状況や興味・関心に応じた図書の提供、視聴覚資料の活用、本に興味を抱くようになる動機づけ等について、図書館と関係部局、特別支援学校、特別支援学級が連携を取りながら、読書活動推進を積極的に進めていきます。

具体的な取り組み

図書館は、活字資料のほかに、布絵本や点字図書、カセット、CD等の資料収集に努めます。

図書館と関係部局、特別支援学校、特別支援学級が連携し、情報交換を行いながら、資料提供と読み聞かせなどによる読書体験の機会を設けていきます。

